

岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和4年6月28日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会規則第5号

岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する等の規則

(岩手県教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第1条 岩手県教育職員免許状に関する規則(昭和30年岩手県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章・第2章 [略]	第1章・第2章 [略]
第3章 申請の手続等(第8条- <u>第29条</u>)	第3章 申請の手続等(第8条- <u>第26条</u>)
第4章 証明(<u>第30条</u>)	第4章 証明(<u>第27条</u>)
第5章 雑則(<u>第31条-第33条</u>)	第5章 雑則(<u>第28条-第30条</u>)
附則 (免許状授与の申請)	附則 (免許状授与の申請)
第8条 [略]	第8条 [略]
2 前項第4号に規定する書類の提出は、 <u>免許法施行規則第6条第1項の表の備考第9号若しくは第10号</u> 、第7条第1項の表の備考第4号又は <u>第10条の表の備考第2号</u> の規定に該当する者に限る。	2 前項第4号に規定する書類の提出は、 <u>免許法施行規則第2条第1項の表の備考第9号</u> 、 <u>第4条第1項の表の備考第8号</u> 、第7条第1項の表の備考第4号又は <u>第9条の表の備考第3号</u> の規定に該当する者に限る。
3・4 [略]	3・4 [略]
5 <u>免許法第5条第2項の規定の適用を受ける者にあつては、第1項各号に掲げる書類に、免許法第7条第4項の免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書(以下「更新講習修了等証明書」という。)を加えるものとする。</u>	
第9条 免許法 <u>第16条の2第1項</u> の規定により普通免許状の授与を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。 (1)～(5) [略]	第9条 免許法 <u>第16条第1項</u> の規定により普通免許状の授与を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。 (1)～(5) [略]
2 <u>免許法第16条の2第2項の規定の適用を受ける者にあつては、前項各号に掲げる書類に、更新講習修了等証明書を加えるものとする。</u> (上級免許状、他教科の免許状等の検定申請)	(上級免許状、他教科の免許状等の検定申請)
第13条 [略]	第13条 [略]
2～6 [略]	2～6 [略]
7 <u>免許法第6条第4項の規定の適用を受ける者にあつては、第1項各号に掲げる書類に、更新講習修了等証明書を加えるものとする。</u> (従前の規定による学校の卒業者等の検定申請)	(従前の規定による学校の卒業者等の検定申請)

第16条 教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号。以下「施行法」という。）第2条の規定により教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(7) [略]

2 [略]

(教科の基準)

第17条 施行法第2条の表の下欄に掲げる中学校又は高等学校の教員の免許状に関する教科については、教育職員免許法施行法施行規則（昭和29年文部省令第27号。以下「施行法施行規則」という。）第2条に定める基準による。

(特別免許状の検定申請)

第18条 免許法第5条第3項の規定により、特別免許状の教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(8) [略]

(有効期間の更新の申請)

第23条 免許法第9条の2第2項の申請書及び免許管理者が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 別に定める様式による免許状更新講習の修了による有効期間更新申請書

(2) 免許状授与証明書、当該免許状の写し又は免許法施行規則第61条の10の規定による有効期間の更新若しくは延長に関する証明書

(3) 更新講習修了等証明書

2 前項の規定にかかわらず、免許法施行規則第61条の4の規定に該当する者が申請する場合における免許法第9条の2第2項の申請書及び免許管理者が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 別に定める様式による免許状更新講習受講免除による有効期間更新申請書

(2) 前項第2号に掲げる書類

(3) 教育職員免許状更新講習に関する規則（平成21年岩手県教育委員会規則第10号。以下「県更新講習規則」という。）第5条に規定する表彰等を受けた者にあつては、その表彰状の写し

(有効期間の延長の申請)

第24条 免許法施行規則第61条の9第2項の申請書及び免許管理者が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 別に定める様式による有効期間延長申請書

(2) 前条第1項第2号に掲げる書類

第16条 教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号。以下「施行法」という。）第2条第1項の規定により教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(7) [略]

2 [略]

(教科の基準)

第17条 施行法第2条第1項の表の下欄に掲げる中学校又は高等学校の教員の免許状に関する教科については、教育職員免許法施行法施行規則（昭和29年文部省令第27号。以下「施行法施行規則」という。）第2条に定める基準による。

(特別免許状の検定申請)

第18条 免許法第5条第2項の規定により、特別免許状の教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(8) [略]

(3) 免許法第9条の2第5項のやむを得ない事由を証する書類

(旧免許状所持者の申請)

第25条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号。以下「平成20年改正省令」という。）附則第9条第2項の申請書及び免許管理者が定める書類は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 平成20年改正省令附則第9条第1項第1号の規定による申請

ア 別に定める様式による更新講習修了確認申請書

イ 免許状授与証明書、当該免許状の写し又は平成20年改正省令附則第15条の規定による証明書

ウ 更新講習修了等証明書

(2) 平成20年改正省令附則第9条第1項第2号の規定による申請

ア 別に定める様式による教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認申請書

イ 前号イ及びウに掲げる書類

(3) 平成20年改正省令附則第9条第1項第3号の規定による申請

ア 別に定める様式による修了確認期限延期申請書

イ 第1号イに掲げる書類

ウ 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第4項前段に規定するやむを得ない事由に該当する者にあつては、当該事由を証する書類

(4) 平成20年改正省令附則第9条第1項第4号の規定による申請

ア 別に定める様式による免許状更新講習免除申請書

イ 第1号イに掲げる書類

ウ 県更新講習規則第5条に規定する表彰等を受けた者にあつては、その表彰状の写し

エ 平成20年改正省令附則第10条第1項第6号に規定する文部科学大臣が定める者に該当する者にあつては、その旨を証する書類

(書換え)

第26条 [略]

(再交付)

第27条 [略]

(書換え)

第23条 [略]

(再交付)

第24条 [略]

<p>(非常勤講師の届出)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>(教科担任の許可)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>第30条 [略]</p> <p>(申請)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>(原簿)</p> <p>第32条 [略]</p> <p>(教育長への委任)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">(教育職員) 特別免許状</p> <p style="text-align: right;">本籍地</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">年月日生</p> <p style="text-align: center;">(記)</p> <p style="text-align: right;">授与条件</p> <p style="text-align: right;">番号</p> <p style="text-align: right;">年月日</p> <p style="text-align: right;">岩手県教育委員会</p> <p style="text-align: right;">有効期間満了の日</p> <p style="text-align: right;">年月日</p> </div> <p>[略]</p>	<p>(非常勤講師の届出)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>(教科担任の許可)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>第27条 [略]</p> <p>(申請)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>(原簿)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>(教育長への委任)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">(教育職員) 特別免許状</p> <p style="text-align: right;">本籍地</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">年月日生</p> <p style="text-align: center;">(記)</p> <p style="text-align: right;">授与条件</p> <p style="text-align: right;">番号</p> <p style="text-align: right;">年月日</p> <p style="text-align: right;">岩手県教育委員会</p> </div> <p>[略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(教育職員免許状更新講習に関する規則の廃止)

第2条 教育職員免許状更新講習に関する規則(平成21年岩手県教育委員会規則第10号)は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の岩手県教育職員免許状に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により授与されている特別免許状は、同条の規定による改正後の岩手県教育職員免許状に関する規則により授与されている特別免許状とみなす。
- 3 改正前の規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。